訪問歯科診療（往診）・口腔ケアの申し込みは、
直接、歯科医院にご連絡ください。

訪問歯科診療（往診）・口腔ケアとは

歯科医師や歯科衛生士が患者の自宅を訪問し、歯科診療をおこなうサービスのことです。
通常の歯科医院で行われる診療と同様に、むし歯や歯周病の治療、入れ歯の作製や調整、歯石の除去、口腔ケア・摂食・嚥下機能改善のためのリハビリテーションなどに対応します。

訪問歯科診療 →
通院困難な患者さんに歯科医療を提供する保険診療です。
患者の求めに応じ、継続的、計画的に患者の自宅を訪問して診察、処置、療養指導等を行います。

往診 →
通院困難な患者さんに歯科医療を提供する保険診療です。
突発的な疾患が起こって、直ちに病院等へ行けない場合、患者の元へおもむいて、応急的な診察・処置等を行います。

口腔ケア →
居宅療養管理指導という介護保険サービスの一つです。
要介護者に対して訪問歯科診療後、歯科医師の指示に基づきお口の中をきれいに保つためのケア（口腔内・有床義歯の清掃、指導）、お口の筋力をリハビリするケアなどを行います。

保険適用と料金について

医療保険 →
訪問歯科診療（往診）は一般の歯科診療同様に保険適用内の治療であれば、医療保険が適用されます。
（保険適用割合は加入の医療保険に従う）

介護保険 →
口腔ケアは要介護・要支援認定を受けていれば、介護保険が適応されます。
（負担割合は1～3割・負担割合証に記載）

お申し込み方法について

①対応可能な歯科医院の中から、依頼先を決定する
かかりつけ歯科医が訪問対応可の場合は、これを優先してください。
かかりつけ歯科が無い、かかりつけ歯科医が訪問不可の場合は、リストから選択してください。
四国中央市ホームページ内　四国中央市地域ガイドマップ（医療・介護事業所一覧）歯科診療所
宇摩歯科医師会ホームページ　に掲載されているものをご参照ください。

②直接歯科医院に連絡する（電話・ファックス）
申し込み用紙は「訪問歯科診療依頼シート」を活用すると便利です。
※シートを利用しなくても依頼できます。受付担当者が必要事項を聞き取りさせていただきます。